

芦屋市みどり豊かな美しいまちづくり税条例の骨子に関する市民意見募集の実施結果について

1 意見募集を行った期間

令和 7 年 1 2 月 1 5 日（月）から令和 8 年 1 月 2 3 日（金）まで

2 上記期間内における内容の閲覧場所

市ホームページ、市役所（東館 2 階まちづくり課、北館 1 階行政情報コーナー）、ラポル
テ市民サービスコーナー、市民センター（公民館図書室）、市民活動センター（リードあし
や）、図書館本館、保健福祉センター、潮芦屋交流センター、上宮川文化センター

3 内容に対する意見の提出方法

まちづくり課に持参、郵送、ファックス、ホームページ上の意見募集専用フォーム、E
メール

4 提出された意見とそれに対する市の考え方

別紙のとおり

5 公表

上記 4 の内容については、市ホームページで公表予定

芦屋市みどり豊かな美しいまちづくり税条例の骨子への意見及び市の考え方

- 1 募集期間 令和7年12月15日（月）から令和8年1月23日（金）
 提出件数 4人 6件
 提出方法 意見募集専用フォーム3人、持参1人、FAX0人、郵送0人

2 意見の取扱い

区分	区分の説明	件数
原案に盛り込み済み	ご意見の内容は原案に盛り込んでいます	5件
原案を修正	いただいたご意見を踏まえ原案を修正します	0件
原案のとおり	いただいたご意見の対応が困難、市の考え方と方向性が合致しない、原案の内容と直接関係のないご意見・感想（上記に該当しない）	1件

3 意見及び市の考え方

連番	該当箇所	頁	市民からの意見（原文）	市の考え方
1	全般	—	緑豊かな芦屋市に向けた取り組みは素晴らしい。是非推進していただきたい。また、幅広く世に広めていただきたい。よろしくお願いいたします。	【原案に盛り込み済み】 本条例を実施することで、みどり豊かな美しい住環境が維持、保全及び向上されるよう取組を進めてまいります。
2	全般	—	公園は緑のまちの骨格となり整備は重要。加えて市民一人一人、事業者事に緑をたしなむことは重要。文化的な芦屋市としては公園に加えて、それぞれの場所での緑の取り組みを通じて緑豊かな芦屋市、緑文化豊かな芦屋市を目指しては如何でしょうか。	【原案に盛り込み済み】 ご意見いただきましたとおり、本条例の目的とするみどりの量を維持しながら質を向上させるための事業として、従前の公園等の整備に加え、広くみどりに関する事業の実施が必要と考えております。市民の皆様や事業者の方々にとって身近に感じられるみどりを充実させるために必要な財源を確保できるよう、本条例の取組を進めてまいります。

連番	該当箇所	頁	市民からの意見（原文）	市の考え方
3	1 背景（1）「住宅都市芦屋」の成り立ちと芦屋市のまちづくりにおけるみどり施策の変遷、および2 条例の概要（1）法定外目的税の目的、特に「税収の使途」に関して	1～2	<p>以下、芦屋ハイランド自治会、芦屋ハイランド自治会未来協議委員会の意見を総括し、提出者の責任において作成いたしました。</p> <p>奥池地区は、六甲山系の山林と住宅地が連続する、芦屋市内でも特に自然環境と生活空間が密接に関わる地域です。斜面林や街路樹、屋敷林等の状態は、景観形成にとどまらず、土砂災害の抑止や森林火災の予防など、防災上の安全性とも深く結びついています。</p> <p>今回検討されている法定外目的税については、このような地域特性を踏まえ、外来種対策や松枯れ病への予防的対応、斜面林の保全管理など、日常的な「手入れ」を要する分野に重点的に活用されることを期待します。奥池地区のように、環境の質そのものが住環境と直結している地域においては、計画的かつ継続的な管理が不可欠であり、この活用を強く望んでいるところです。</p> <p>自然環境は、一度大きく損なわれると回復に長い時間を要します。目立つ整備だけでなく、日常的な手入れを積み重ねることこそ、世代を超えて受け継がれる環境と景観が維持されると考えます。本税が、そのための「手入れのための財源」として、地域の実情に即した形で有効に機能することを切に望みます。</p> <p>現在、奥池地区においては、住民有志により芝桜やコバノミツバツツジ等の育苗・植栽を通じ</p>	<p>【原案に盛り込み済み】</p> <p>具体的な状況を踏まえたご意見をいただき、ありがとうございます。瀬戸内海国立公園でもある当該地区は、本条例の目的とする維持、保全及び向上すべきみどり豊かな美しい住環境を有しており、本条例を実施することは、ご紹介いただきました貴団体での取組を補完する可能性を有していると考えています。地域の諸課題も踏まえ、自然環境と生活空間が共存できるための施策となるよう取り組んでまいります。</p>

連番	該当箇所	頁	市民からの意見（原文）	市の考え方
			<p>て、地域景観の維持・向上を図る自主的な取り組みが進められています。こうした活動は、税による大規模施策を補完し、地域の連帯感や環境意識を育むものとして評価されるべきであり、今後の施策検討において参考としていただきたいと思います。</p> <p>行政施策と、地域住民による日常的な手入れや自主的な緑化活動とが、矛盾せず、相互に補完し合う形で展開されることを強く期待します。</p> <p>【付則（参考意見）】</p> <p>地域住民の方々からは、奥池地区における自然環境の維持・管理について、今後さらに担い手の高齢化が進む中で、従来の個人負担や自助努力のみでは対応が難しくなりつつあるのではないかと、という声も寄せられています。</p> <p>特に、斜面林や街路樹、周辺山林の管理は、日常的な手入れの積み重ねが重要である一方、個々の住民の努力に委ねるには限界があるとの指摘があります。こうした状況を踏まえ、法定外目的税が、地域の実情に即した形で環境管理を支える仕組みとして活用されることを強く期待する意見が上がりました。</p>	
4	全般	—	<p>美しいまちづくりを考えるなら、桜やグリーンベルトの整備は手抜きやいいかげんな整備をしているように思います。</p>	<p>【原案に盛り込み済み】</p> <p>ご指摘いただき、ありがとうございます。市内の桜や、国土交通省が実施している六甲山系グリーンベルト整備事業による風致景観は、本市のみどりを構成する大切な要素であるため、必要な所管と連携しつつ、併</p>

連番	該当箇所	頁	市民からの意見（原文）	市の考え方
				せて本条例を実施することで、これまで以上にみどりの質を向上させることができるよう取組を進めてまいります。
5	その他	—	<p>芦屋市住みよいまちづくり条例にある既存の公園等整備協力金の制度に対し疑問を持っていた。この財源の使途に制限があるのであれば、廃止を要望する。廃止したうえで今回のみどり税であれば、まだ多少理解できるが、あれも、これもであれば、市内の不動産開発事業に対する規制がますます厳しくなり、不動産の活用方法に対し制限が強まり、他の市に比べて不動産の価値が下がる原因になると考える。</p> <p>事業主または建築主が納税義務者となるが、みどり税は回りまわって、その金額負担は、新築集合住宅の入居者の負担に上乗せすることになると思慮する。駐車場付置義務条例も含め、他の市にはない条例が多く、土地活用の制限が厳しく、芦屋はますます住みづらい町になるだろう。</p>	<p>【原案に盛り込み済み】 既存制度を踏まえたご意見をいただきありがとうございます。現行の公園等整備協力金制度による財源の使途が公園の整備に限定されることに対し、本条例の制度による財源は広くみどりの質を維持、保全、向上させることに活用できるものとなります。これを踏まえ、本条例の施行にあわせて既存の公園等整備協力金に関する制度は廃止する予定です。その他の条例等による規定を含め、芦屋市がみどり豊かな美しい住環境として選ばれ続けられ、その価値を維持できるよう施策の展開を図ってまいります。</p> <p>【原案のとおり】 駐車場の附置義務に関しては芦屋市住みよいまちづくり条例等により規定されていますが、路上駐車等により良好な住環境が損なわれることがないよう、現行制度を維持してまいります。</p>
6	その他	—	公園等整備協力金の制度 駐車場付置義務の廃止を求める	

芦屋市みどり豊かな美しいまちづくり税条例の骨子

1 背景**(1) 「住宅都市芦屋」の成り立ちと芦屋市のまちづくりにおけるみどり施策の変遷（資料番号1）**

本市は、前身である精道村の頃から、健康的な自然環境が残る地域であり、鉄道駅の開設に伴い、明治時代末以降に農村から郊外住宅地へ劇的な移行を果たしました。その後、戦災と震災の大きな困難を乗り越え、国際文化住宅都市として独自のまちづくりを進め、先人が築いてきた自然環境やまちなみ景観を守り・育てることで「住宅都市芦屋」をつくりあげてまいりました。その中で、総合計画やその考えに沿った芦屋市住みよいまちづくり条例などにおいて、常に「みどり」を根幹とするまちづくりを進めてまいりましたが、令和3年の芦屋市緑の基本計画において、「緑の質を高めて、幸せを育むまち」を将来像に掲げ、「量」の整備から「質」を上げる施策へと転換したところです。街路樹や公園・緑地に対する量から質への新たな取り組みを実施することで、今後もみどりを根幹とした「住宅都市芦屋」が選り続けられるよう展開していく必要があります。

(2) みどりの施策に係る財源（資料番号2）

一般財源により街路樹や公園施設の維持管理を実施していますが、人件費の高騰、人口減少などから、維持管理事業に加えて必要となる前述の新たな取り組みを実施していくための財源の確保が厳しくなっています。また、芦屋市住みよいまちづくり条例に基づく宅地開発等を行う事業者から計画内容に応じて求められる公園等の整備に代わる公園等整備協力金制度による財源は、用途が公園等の整備に絞られるため、今後の取り組みに対する持続可能な財源とはなりません。

そこで、みどりの質を上げる施策に広く活用でき、公平で合理性がある持続可能な新たな財源の検討を開始しました。

(3) 財源のあり方（資料番号2）

市内部の検討を踏まえた上で附属機関を設置し、みどり豊かな美しいまちづくりに係る財源のあり方について諮問しました。各財源の性質や実現性等に関して、今後のみどりの施策に適した財源について論点を整理した結果、市内全域の広範囲にわたる事業を目指すため、地方税法に基づく法定外目的税について詳細検討することとなり、その検討結果となる答申書をもとに本条例を制定することとしました。

2 条例の概要**(1) 法定外目的税の目的（資料番号2～7）**

先人たちが守り・育ててきたみどり豊かな美しい住宅都市を次世代へ継承していくため、法定外目的税の制度を設け、その継続した税収を今後必要となるまちづくり施

策の展開及び充実に要する費用に充てることで、みどり豊かな美しい住環境を維持、保全及び向上させることを目的とします。

みどりの量を維持しながら質を向上させるには、公園等の整備に加え、広くみどりに関する事業を実施していく必要があるため、みどり豊かな美しい住環境の維持、保全及び向上に要するものを税収の使途と位置づけます。具体的には街路樹の更新等事業、公園利活用の促進等事業、新規公園整備事業、小規模公園の機能や配置の再編事業があり、今後30年間で合計約57.8億円の事業費を見込んでいます。

(2) 課税対象 (資料番号8)

宅地開発及び建築物の建築の中には、みどり豊かな美しいまちという付加価値を享受しながら行うものがあり、その行為を把握する手段である芦屋市住みよいまちづくり条例に基づく手続きのうち、一定規模以上のものである下記の①又は②に該当する届出を提出し、市と協定を締結した時点で課税対象となります。

①芦屋市住みよいまちづくり条例に基づく宅地開発事前協議届のうち区画の分割を伴うもの

②芦屋市住みよいまちづくり条例に基づく特定建築物事前協議届

※区画の分割:建築物の敷地となる土地の区画を変更(単なる区画の分割を含む。)すること。

※一戸建ての住宅や200㎡未満の店舗等の建築、土地・建物の取引のみの場合等は課税対象になりません。

(3) 納税義務者 (資料番号8)

上記(2)の届出により市と協定を締結する事業主又は建築主が納税義務者です。

(4) 課税免除 (資料番号10)

以下の建設行為は課税免除とします。

①特定宅地開発事前協議の協定締結により課税された開発区域内で一連として行う特定建築物事前協議の協定締結を伴う建設行為

②国、都道府県、市町村、独立行政法人、地方住宅供給公社が行う建設行為

③芦屋市住みよいまちづくり条例又は都市計画法の規定に基づく公園等の整備を伴う建設行為

④区分所有の集合住宅等を建て替えるために所定の手続きを経た建設行為

(5) 税額 (資料番号12～15)

税額は、敷地面積(㎡)×指定容積率等×2,000(円/㎡)です。

例) 指定容積率200%、敷地面積500㎡の土地で特定建築物を建築する場合は、200万円となります。

$500(\text{㎡}) \times 200\% \times 2,000(\text{円}/\text{㎡}) = 200\text{万円}$

※指定容積率等は用途地域、前面道路、地区計画等により定められる容積率の最高限度とします。

※分割された区画の一部に既存の建築物を継続して利用する敷地が含まれる場合は、その敷地面積を除きます。

※年間の収入見込額は約8,000万円としています。

(6) 徴収方法（資料番号16）

特定宅地開発事前協議届又は特定建築物事前協議届の協定締結日から2か月以内に申告書を市に提出し、その申告した税額を納付していただきます。

(7) 課税を行う期間（資料番号17）

施行後10年ごとに、条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて条例の廃止等の措置を講ずるものとします。なお、5年ごとに制度の効果や使途となる事業の結果などについて検証を行います。

(8) その他

上記各税制に関する説明は別添資料のとおり。

3 施行予定日

本条例が可決された後、総務大臣と協議を行い、同意を得た日以降に施行するものとし、令和9年（2027年）4月1日の施行日を予定しています。